

新						旧						改正理由	
(略)						(略)						○特別の療養環境の提供に係る区分の記載順の整理 ・区分の記載順を、対象となる室、室で特定の用途に係るもの、それ以外のもの、の順に整理。 ・室の記載順を、バス・トイレ付等の設備の順に整理。 ○料金の新規設定 ・こども医療センターの特別の療養環境の提供に係る室及び料金の新規設定。 ○料金の改正 ・がんセンターの初診時選定療養費の金額の改正。	
附 則 この規程は、令和4年4月1日から施行する。													
別表1						別表1							
区 分		単 位	金 額			区 分		単 位	金 額				
評価療養及び選定療養に係る保険外負担	(略)					(略)							
	足柄上病院	トイレ付個室	助産に係るもの	1日	11,300円		足柄上病院	トイレ付個室B	1日	12,500円			
		B	上記以外	同	12,500円			トイレ付個室C	同	11,200円			
		トイレ付個室	助産に係るもの	同	10,200円			個室D	同	8,200円			
		C	上記以外	同	11,200円			個室E	同	7,700円			
		個室D	助産に係るもの	同	7,500円			2人室B	同	3,500円			
			上記以外	同	8,200円								
		個室E	助産に係るもの	同	7,000円								
			上記以外	同	7,700円								
		2人室B	助産に係るもの	同	3,300円								
			上記以外	同	3,500円								
	告示第2条第1号に規定する特別の療養環境の提供	バス・トイレ付個室B		同	12,900円		告示第2条第1号に規定する特別の療養環境の提供	バス・トイレ付個室B		同	12,900円		
		バス・トイレ付個室C		同	12,500円			バス・トイレ付個室C		同	12,500円		
		バス・トイレ付個室D	助産に係るもの	同	13,600円			バス・トイレ付個室D	助産に係るものを除く	同	15,000円		
			上記以外	同	15,000円				助産に係るもの	同	13,600円		
		バス・トイレ付個室E		同	8,200円			(新設)					
		トイレ付個室F		同	9,600円								
	(略)					(略)							
	循環器呼吸器病センター	バス・トイレ付個室A		同	38,000円		循環器呼吸器病センター	バス・トイレ付個室A		同	38,000円		
		バス・トイレ付個室B		同	24,000円			バス・トイレ付個室B		同	24,000円		
バス・トイレ付個室C		同	24,000円		バス・トイレ付個室C			同	24,000円				
トイレ付個室A		同	8,800円		トイレ付個室A			同	8,800円				
トイレ付個室G		同	14,400円		個室B			同	7,700円				
トイレ付個室H		同	14,400円		トイレ付個室G			同	14,400円				
トイレ付個室I		同	14,400円		トイレ付個室H			同	14,400円				
個室B		同	7,700円		トイレ付個室I			同	14,400円				
2人室		同	4,700円		2人室		同	4,700円					
(略)					(略)								
告示第2条第4号に規定する病院の初診	足柄上病院		1回	5,500円		告示第2条第4号に規定する病院の初診	足柄上病院		1回	5,500円			
	こども医療センター		同	5,500円			こども医療センター		同	5,500円			
	がんセンター		同	5,500円			がんセンター		同	2,750円			
(略)					(略)								

新				旧				改正理由	
特別に経費を要する診療等	新生児介補料	1日	5,000円	新生児介補料	1日	3,810円	○ 特別に経費を要する診療等の区分の記載順等の整理 ・区分の記載順について、病院名を特定する必要のないもの、複数の病院にて適用があるもの、特定の病院の設備・人員に基づくもの、の順に整理。 ○料金の改正 ・新生児介補料、胎盤処理料の金額の改正。 ○料金の改正 ・精神医療センターのセカンドオピニオン料の金額の改正。 ○料金の改正等 ・遺伝カウンセリング料について、病院ごとの金額の改正、その他文言を整理。 ○消費税の表示方法の統一 ・光トポグラフィー検査料及び産後ケア事業に係る利用料について、消費税の表示		
	胎盤処理料	1胎盤	2,200円	胎盤処理料	1胎盤	2,000円			
	産科医療補償料	1件	公益財団法人日本医療機能評価機構が定める産科医療補償制度の掛金の額	LDR室利用料	こども医療センター	1日		16,000円	
	先天性代謝異常検査採血料	1回	3,500円	産科医療補償料	1件	公益財団法人日本医療機能評価機構が定める産科医療補償制度の掛金の額			
	セカンドオピニオン料	足柄上病院 こども医療センター がんセンター 循環器呼吸器病センター	1回	1 基本料金(30分まで) 20,000円 2 30分を超えた場合、以後30分までごとに10,000円 3 病理診断をした場合には、診療報酬の算定方法により算定した額 1から3を合計した額に消費税及び地方消費税相当額(10円未満を切り捨てた額)(以下「消費税等」という。)を加える。	セカンドオピニオン料	足柄上病院、こども医療センター、がんセンター、循環器呼吸器病センター		1回	1 基本料金(30分まで) 20,000円 2 30分を超えた場合、以後30分ごとに10,000円を加える。 3 病理診断をした場合には、診療報酬の算定方法により算定した額を加える。 1から3を合計した額に消費税及び地方消費税相当額(10円未満を切り捨てた額)(以下「消費税等」という。)を加える。
		精神医療センター	同	1 基本料金(30分まで) 13,000円 2 30分を超えた場合、以後30分までごとに6,000円 3 画像・検査データに基づく診断をした場合は、診療報酬の算定方法により算定した額 1から3を合計した額に消費税等を加える。		精神医療センター		同	1 基本料金 12,880円 2 画像・検査データに基づく診断をした場合には、診療報酬の算定方法により算定した額。 上記1、2を合計した額に消費税等を加える。
	遺伝カウンセリング料	こども医療センター	1回	1 基本料金(初回・1時間まで) 13,000円 2 2回目以降(30分まで) 6,500円 3 1においては1時間、2においては30分を超えた場合、以後30分までごとに6,500円 4 遺伝子検査をした場合は、診療報酬の算定方法により算定した額 1から4を合計した額に消費税等及び4の検査に係る実費相当額を加える。	遺伝カウンセリング料			1回	1 カウンセリング 12,000円 2 遺伝子検査 診療報酬の算定方法により算定した額に消費税等及び当該検査に係る実費相当額を加える。
				小児偏食障害に対する偏食相談料	こども医療センター	1回		1 基本料金 11,000円 2 2回目以降(前回の相談から3か月未満の場合に限る。)は、5,500円(30分まで) 3 2において、30分を超えた場合、以後30分ごとに5,500円を加える。	
				光トポグラフィー検査料	精神医療センター	1回		9,000円	
	産後ケア事業に係る利用料	足柄上病院	1日	30,000円 上記の額に消費税等を加える。					

新				旧				改正理由
	がんセンター	同	1 基本料金 13,000 円 2 遺伝子検査をした場合は、診療報酬の算定方法により算定した額 上記1、2を合計した額に消費税等及び2の検査に係る実費相当額を加える。	予防的乳房切除術並びに乳房再建術及び予防的付属器（卵巣・卵管）摘出術に係る費用	1回	診療報酬の算定方法により算定した額に消費税等を加える。	方法を税込みに統一。 ○文言の整理 ・小児偏食障害に対する偏食相談料の文言の整理。 ○区分の削除 ・予防的乳房切除等に係る費用が保険収載されたことに伴う区分の削除。	
産後ケア事業に係る利用料	足柄上病院	1日	33,000 円					
LDR室利用料		1日	16,000 円					
小児偏食障害に対する偏食相談料	こども医療センター	1回	1 基本料金 11,000 円 2 2回目以降(前回の相談から3箇月未満の場合に限る。)は、5,500 円 (30分まで) 3 2において、30分を超えた場合、以後30分までごとに5,500 円					
光トポグラフィー検査料	精神医療センター	1回	9,900 円					

(削除)

別表2

区		分	単位	料 金
被服貸与料	新生児被服	おむつ類のみ	1日	240 円
		下着類のみ	同	160 円
		上記以外	同	400 円
	上記以外	おむつ類のみ	同	260 円
		下着類のみ	同	170 円
		上記以外	同	440 円
文書料	診断書の交付	(略)		
	証明書の交付	(略)		
	診断書・証明書(日本語以外の言語で記載したものの)の交付	1通	上記金額に2を乗じて得た額	
	死体検案書の交付	1通	3,300 円	
	診察券の再交付	1枚	150 円	
(略)				

別表2

区		分	単位	料 金
被服貸与料	新生児被服の貸与	下記以外	1日	400 円
		おむつ類のみ	1日	240 円
		下着類のみ	1日	160 円
	上記以外の場合	下記以外	1日	440 円
		おむつ類のみ	1日	260 円
		下着類のみ	1日	170 円
被服消毒料			1枚	190 円
文書料	診断書の交付	(略)		
	証明書の交付	(略)		
	(新設)			
	死体検案書の交付	1通	3,300 円	
	診察券の再交付	1枚	150 円	
(略)				

○区分の記載順の整理
 ・被服貸与料の記載順を、特定のものの、それ以外、の順に整理。

○区分の削除
 ・被服消毒料の事業の廃止に伴う区分の削除。

○料金の新規設定
 ・「診断書・証明書(日本語以外の言語で記載したもの)」の新設。

新				旧				改正理由	
医師面談料		1回	1 基本料金（1時間まで） <u>11,000円</u> 2 1時間を超えた場合、以後 <u>30分までごとに5,500円</u>	保険会社職員の医師面談料		1回	5,000円	<p>○医師面談料の対象の拡大及び金額の改正</p> <p>・医師面談料について、対象を保険会社職員に限定せず、精神医療センターにおける復職面談なども含めて、広く「医師面談料」とし、併せて金額を改正。</p> <p>○その他</p> <p>・駐車場の病院名の表記、実習費の適用に係る文言整理。</p>	
駐車場	(略)		同	300円		同	300円		
	精神医療センター	診療等を受けるために利用する場合（30分を超える利用に限る。）	同	最初の3時間につき 300円					
	循環器呼吸器病センター	診療等を受けるために利用する場合以外の場合	30分を超え3時間以内の利用の場合	同	最初の3時間につき 300円				
			3時間を超える利用の場合	同	最初の3時間を超える時間1時間までごとに100円				
(略)									
実習費	県内の看護専門学校及び神奈川県立保健福祉大学（基礎教育に限る。）		1人 1日	1,000円		同	1,000円		
	上記以外		同	実習に係る費用の額を勘案して、各所属長が教育・養成機関と協議して定める額					
(略)				(略)					
実習費		県内の看護専門学校及び神奈川県立保健福祉大学（基礎教育に限る。）		1人 1日	1,000円		同		実習に係る費用の額を勘案して、各所属長が教育・養成機関と協議して定める額
		上記以外の場合		同					

令和3年12月21日
本部事務局経営管理室

地方独立行政法人神奈川県立病院機構の料金に関する規程の見直しについて（案）

1 見直しの趣旨

診療報酬によらない料金については、第三期中期計画において、「患者負担や周辺類似施設との均衡を考慮し、適時・適切な改正に努める」とされている。

当該規程の改正については、病院から依頼を受けた際に個別に対応してきたが、独法化から10年以上料金に係る見直し等を行っていないものもあるなど、原価や近隣・類似病院との乖離が大きくなっている可能性がある。

このことから、原価（積算根拠とした職員の平均給与や診療報酬の点数）との間に大きな乖離が発生していないか、積算方法が現状に即しているか等について調査・検証を行い、病院の意向を聴取した上で改正等に向けて検討を進めてきた。

2 改正の概要

（1）設定の変更

見直しに当たり、次の観点から検証を行った結果、対象となる9項目について規程改正をすることとしたい。

ア. 原価（人件費単価等）が変動していないか・・・4項目

イ. 近隣や類似の公立病院と比較した場合に乖離がないか・・・1項目

ウ. 医療ニーズの変化に対応できているか・・・4項目

エ. 地域医療機関との機能分化を図ることのできる設定か・・・1項目

オ. 療養担当規則等、規程に適合しているか・・・1項目 全9項目

全9項目（初診時選定療養費ほか6項目の料金改正並びに予防的乳房切除等に係る費用ほか1項目の削除）

（2）表記の変更

別表1及び2における区分の記載順等について整理する。その他、文言の統一整理を行う。

3 改正内容

新旧対照表のとおり。

4 施行期日

令和4年4月1日（3か月の周知期間を設け、施行とする）

料金設定に係る考え方について (料金に関する規程)

設定の変更①

別表 1 「評価療養及び選定療養に係る保険外負担」の項中

告示第 2 条第 4 号に規定する病院の初診	足柄上病院	1 回	5,500 円	を	告示第 2 条第 4 号に規定する病院の初診	足柄上病院	1 回	5,500 円	に改める。
	こども医療センター	同	5,500 円			こども医療センター	同	5,500 円	
	がんセンター	同	<u>2,750 円</u>			がんセンター	同	<u>5,500 円</u>	

地域医療機関との機能分化を促進するため、初診時選定療養費について改正を行う。考え方は、次のとおり。

【考え方】

200 床以上の地域医療支援病院及び特定機能病院は 5,000 円以上の徴収が義務付けされているが、これは紹介制診療の推進 (地域の医療機関との機能分化) を目的としたものであり、がんセンターも紹介型の三次医療機関であるため、同一の金額として設定する。

設定の変更②

別表 1 「特別に経費を要する診療等」の項中

セカンドオピニオン料	精神医療センター	1 回	1 基本料金 <u>12,880 円</u>	を	セカンドオピニオン料	精神医療センター	1 回	1 基本料金(30分まで) 13,000 円	に改める。
			2 画像・検査データに基づく診断をした場合には、診療報酬の算定方法により算定した額。 上記 1、2 を合計した額に消費税等を加える。					2 30 分を超えた場合、以後 30 分までごとに 6,000 円	
								3 画像・検査データに基づく診断をした場合には、診療報酬の算定方法により算定した額 <u>1 から 3 を合計した額に消費税等を加える。</u>	

医療ニーズの変化に対応するため、改正を行う。根拠は、次のとおり。

【根拠】

医師がセカンドオピニオンに要する費用に基づき、料金を設定する。

- 基本料金 (30 分まで) 13,000 円

初診料 (288 点)、診療情報提供料Ⅱ (500 点)、通院・在宅精神療法 1 のロ (540 点) から算定した額

$$288 \text{ 点} + 500 \text{ 点} + 540 \text{ 点} = 1,328 \text{ 点}$$

$$1,328 \text{ 点} \times 10 \text{ 円} = 13,280 \text{ 円} \quad \approx 13,000 \text{ 円}$$

- 30 分を超えた場合、以後 30 分までごとに 6,000 円

初診料 (288 点)、通院・在宅精神療法 1 のハの(2) (330 点) から算定した額

$$288 \text{ 点} + 330 \text{ 点} = 618 \text{ 点}$$

$$618 \text{ 点} \times 10 \text{ 円} = 6,180 \text{ 円} \quad \approx 6,000 \text{ 円}$$

設定の変更③

別表1 「特別に経費を要する診療等」の項中

遺伝カウンセリング料	1回	1 <u>カウンセリング料</u> 12,000円	遺伝カウンセリング料	子ども医療センター	1回	1 <u>基本料金</u> (初回・1時間まで) 13,000円
		2 <u>遺伝子検査</u> 診療報酬の算定方法により算定した額に消費税等及び当該検査に係る実費相当額を加える。				2 <u>2回目以降</u> (30分まで) 6,500円
						3 <u>1においては1時間、2においては30分を超えた場合、以後30分までごとに6,500円</u>
						4 <u>遺伝子検査をした場合は、診療報酬の算定方法により算定した額</u>
						1から4を合計した額に消費税等及び4の検査に係る実費相当額を加える。
						1 <u>基本料金</u> 13,000円
						2 <u>遺伝子検査をした場合には、診療報酬の算定方法により算定した額</u>
						上記1,2を合計した額に消費税等及び2の検査に係る実費相当額を加える。

に改める。

人件費単価の変動と医療ニーズの変化に対応するため、改正を行う。根拠は、次のとおり。

【根拠】

医師及び遺伝カウンセラーが遺伝カウンセリングに要する費用に基づき、料金を設定する。

(子ども医療センター)

- 基本料金 (初回・1時間まで) 13,000円

令和3年度予算編成時における職種別人件費から、医師及び遺伝カウンセラーの1時間単価を算出

医師 : 17,959千円 ÷ 1,883.25時間 = 9,536.2円

遺伝カウンセラー : 6,592千円 ÷ 1,883.25時間 = 3,500.0円

9,536円 + 3,500円 = 13,036円 ≒ 13,000円

- 2回目以降 (30分まで) 6,500円

上記1時間単価を30分に換算して算出

13,000円 ÷ 60分 × 30分 = 6,500円

- 1においては1時間、2においては30分を超えた場合、以後30分までごとに6,500円

上記1時間単価を30分に換算して算出(同上)

(がんセンター)

- 基本料金 13,000円

令和3年度予算編成時における職種別人件費から、医師及び遺伝カウンセラーの1時間単価を算出

医師 : 17,959千円 ÷ 1,883.25時間 = 9,536.2円

遺伝カウンセラー : 6,592千円 ÷ 1,883.25時間 = 3,500.0円

9,536円 + 3,500円 = 13,036円 ≒ 13,000円

設定の変更④

別表1「評価療養及び選定療養に係る保険外負担」の項中

新生児介補料	1日	3,810円	を	新生児介補料	1日	5,000円	に改める。
--------	----	--------	---	--------	----	--------	-------

近隣及び類似の公立病院との乖離の観点から、改正を行う。根拠は、次のとおり。

【根拠】

根拠（新生児介補加算・381点）が廃止されており、他県及び県内の公立病院と比較して乖離が発生していた。そのため、他県及び県内の公立病院の設定金額を考慮して5,000円とする。

（他県の設定状況）

区分	静岡県	長野県	大阪府	福岡市	群馬	千葉	愛知
設定金額	5,000円	8,000円	9,000円	5,000円	5,890円	4,800円	5,850円

（県内の設定状況）

区分	横浜市民	みなと赤十字	川崎市	小田原市	平塚市	厚木市	茅ヶ崎市	大和市
設定金額	10,290円	13,000円	3,810円	6,110円	6,600円	4,000円	4,000円	5,000円

設定の変更⑤

別表1「評価療養及び選定療養に係る保険外負担」の項中

胎盤処理料	1胎盤	2,000円	を	胎盤処理料	1胎盤	2,200円	に改める。
-------	-----	--------	---	-------	-----	--------	-------

事業者との契約単価と整合を図るため、改正を行う。根拠は、次のとおり。

【根拠】

事業者との契約単価と整合を図るため。

設定の変更⑥

別表2「文書料」の項中

文書料	診断書・証明書(日本語以外の言語で記載したもの)の交付	1通	上記金額に2を乗じて得た額	を追加する。
-----	-----------------------------	----	---------------	--------

医療ニーズの変化（英文等の外国語での作成依頼の増加）に対応するため、改正を行う。根拠は、次のとおり。

【根拠】

県内のJMIP※（外国人患者受入れ医療機関認定制度）認証病院の運用を参考に、英文等で作成した診断書及び証明書の料金として、現行文書料の2倍の金額で設定する。

・5病院のうち4病院が、外国人患者（保険未加入）に対する診療費について、保険加入患者の2倍

の金額で請求を行っている。

JMIP：国内の医療機関を受診する全ての外国人に、安心・安全な医療サービスを提供できる体制づくり（多言語による診療案内や、異文化・宗教に配慮した対応等）を支援することを目的とした認定制度。

（参考・県内 JMIP 認証病院の設定一覧）

病院	保険加入患者	みなと赤十字病院	国際親善総合病院	横浜市東部病院	湘南藤沢徳洲会病院	湘南鎌倉総合病院
単価設定（1点につき）	10円	20円	10円	20円	20円	20円※

※保険未加入かつ、在留カードを取得していない場合

設定の変更⑦

別表2「保険会社職員の医師面談料」の項中

保険会社職員の医師面談料	1回	5,000円	を	医師面談料	1回	1 基本料金（1時間まで）11,000円	に改める。
						2 1時間を超えた場合、以後30分までごとに5,500円	

医療ニーズの変化に対応するため、改正を行う。根拠は、次のとおり。

【根拠】

医師が面談に要する費用に基づき、料金を設定する。

- ・基本料金（1時間まで） 11,000円

令和3年度予算編成時における職種別人件費から、医師の1時間単価を算出

医師：17,959千円 ÷ 1,883.25時間 = 9,536.2円 ≒ 10,000円

10,000円 × 1.1（消費税相当額） = 11,000円

- ・1時間を超えた場合、以後30分までごとに5,500円を加える。

上記1時間単価を30分に換算して算出

10,000円 ÷ 60分 × 30分 = 5,000円

5,000円 × 1.1（消費税相当額） = 5,500円

また、医師の面談については、対象を保険会社職員に限定せず、精神医療センターにおける復職面談なども含めて、広く「医師面談料」とし、併せて金額を改正。

設定の削除⑧

次の2項目については、該当がないため削除とする。

- ・ 予防的乳房切除術並びに乳房再建術及び予防的付属器（卵巣・卵管）摘出術に係る費用
 - …令和2年度診療報酬改定にて保険適応となったため。
- ・ 被服消毒料
 - …サービスとして提供を行っていないため。

令和3年12月21日
本部事務局経営管理室

地方独立行政法人神奈川県立病院機構の料金に関する規程の一部改正について（案）

1 改正の趣旨

こども医療センターにおいて、ここ数年増加傾向にある家族付添いの需要に応えるため、アメニティを備えた有料個室を10室から30室へ増やすことに伴い、「特別の療養環境の提供」に係る料金を設定する。

なお、有料個室の増加により、患者サービスの向上が図られるとともに、HCU2やICUからの転棟なども円滑に進めることが可能となり、病床稼働率の向上に寄与することが期待できる。

2 改正内容

- 規程別表1の「評価療養及び選定療養に係る保険外負担」の項へ、次に掲げるものを加える。

区 分			単位	金額
告示第2条第1号に規定する特別の療養環境の提供	こども医療センター	バス・トイレ付個室E	1日	8,200円
		トイレ付個室F	同	9,600円

※告示とは、平成18年厚生労働省告示第495号をいう。

- 料金の積算は次のとおり。

区 分	室数	積算根拠
バス・トイレ付個室E	10室	積算面積 7.18 m^2 ^{※1} × 1,047.9円 ^{※2} × 1.1 ≒ 8,200円
トイレ付個室F	10室	積算面積 11.25 m^2 × 778.7円 ^{※2} × 1.1 ≒ 9,600円

※1 バス・トイレ付個室Eは陰圧個室であり、前室を除いた面積で積算している。

※2 機構標準単価（バス・トイレ付個室は1,047.9円、トイレ付個室は778.7円）を使用。

（参考）中期計画で規定された上限額の範囲内である。規定内容は次のとおり。

<第9 料金に関する事項（抜粋）>

評価療養及び選定療養に係る保険外負担	特別入院施設の提供	1日につき、バス・トイレ付個室にあつては4万1,000円を、トイレ付個室にあつては2万円を、その他の個室にあつては1万円を、2人室にあつては5,000円をそれぞれ超えない範囲内で理事長が定める額
--------------------	-----------	---

3 施行期日

令和4年4月1日（3か月の周知期間を設け、施行とする）